

## 大会開催ならびに開催方法に制限が生じた際の対応に関する申合せ

### 1. 大会開催の原則

- (1) 大会は原則として対面実施で行う。ただし災害や感染症の拡大等、対面実施に制限が生じた際には実施方法を理事会と大会準備委員会との協議により判断する。
- (2) 感染症拡大や災害等により、大会開催前に対面での実施が困難と判断される場合、大会準備委員会と理事会とで協議の上、大会開催の有無、対面以外の開催方法（事前／事後のオンデマンド配信、リアルタイムオンライン配信等）について大会開催年度の最初の理事会までに決定する。

### 2. 地震等突発的事態発生時の対応

大会開催中に地震等突発的事態が発生した場合は、大会実行委員会及び理事会はその規模や周辺状況を冷静に判断し、第一に参加者の身の安全確保に務める。避難が必要な場合は、揺れがおさまる等を待ち、安全な場所に避難誘導する。

- (1) 会場および周辺に被害が発生し、大会行事の続行が困難な場合は、中止とする。
- (2) 大会開始予定時刻前に地震等突発的事態が発生し、大会行事の実施が困難な場合は中止とする。
- (3) 中止した行事は、大会期間中に延期実施可能な場合を除き、代替実施は行わない。また、事前申込者への参加費等の返金を行わない。
- (4) 大会行事の中止を含めた決定の告知は、学会ホームページと大会ホームページで行う。また大会準備委員会が必要と判断した場合、大会準備委員会が用意する連絡先で対応する。

### 3. 大会開催地域に感染症拡大等による緊急事態宣言やまん延等防止措置が発令された場合、および災害等により特別警報または暴風警報が発令された場合（以下、発令）の対応

- (1) 発令の内容をふまえ大会準備委員会と理事会とが協議の上、大会行事の実施が困難と判断される場合は行事を中止する。中止した行事は、大会期間中に延期実施可能な場合を除き、代替実施は行わない。また、事前申込者への参加費等の返金を行わない。
- (2) 行事の中止の告知は、学会ホームページと大会ホームページで行う。また大会準備委員会が必要と判断した場合、大会準備委員会が用意する連絡先で対応する。

### 4. 災害等による交通機関不通時等不測の事態に関する取扱

- (1) 大会会場への交通機関不通等の不測の事態のため、定刻までに来場できない場合、その旨を大会準備委員会あるいは理事会に申し出ること、発表されなかった研究発表等

は原則公表扱いとする。

- (2)セッション自体は開かれるものの座長および報告者の欠席や遅刻が避けられない場合には、セッションの枠内でのスケジュールの変更や、代わりの座長の決定等、その場の状況を踏まえた判断を行うこととする。

- 附則
- 1 本申合せは平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
  - 2 本申合せの改正は理事会の議決による。
  - 3 平成 30 年 8 月 18 日一部改正
  - 4 令和 4 年 8 月 20 日一部改正